

## 別紙 1

## 「土地売買等の契約」について

権利移転の形態（原因）	土地売買等の契約の要件該当性	（権利）	（対価）	（契約）	備考
1 地役権、永小作権、抵当権、不動産質権の移転又は設定 地下又は空間の区分地上権の移転又は設定 抵当権消滅請求、代価弁済 工場財団等の移転	× × × ×	× × × ×		×	
2 贈与、負担付贈与 <sup>( )</sup> 、財産分与、合意解除、信託の引受及び終了	×		×		経済的価値を有しない負担に限る。
3 形成権の行使 (1) 予約完結権の行使 (2) 買戻権の行使 (3) 解除	× × × ×			× × × ×	形成権の行使である。
4 交換分合（土地改良）	×			×	
5 相続、法人の合併・分割、遺産の分割、遺贈、負担付き遺贈、包括遺贈 時効 土地収用 換地処分（土地改良・区画整理） 権利変換（都市再開発） 共有持分の放棄	× × × × ×		× × × × ×	× × × × ×	原始取得である。 権利の移転はない。
6 売買契約、売買予約、入札 (1) 保留地処分（区画整理） (2) 共有持分の譲渡 営業譲渡					
7 譲渡担保					
8 代物弁済、代物弁済予約					
9 交換					
10 形成権の譲渡 (1) 予約完結権の譲渡 (2) 買戻権の譲渡					
11 信託受益権の譲渡	注 4	注 4			信託受益権の

地位譲渡 第三者のためにする契約					内容により判断
12 停止条件付、解除条件付契約					
13 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）、企業担保権の実行 民事調停、家事審判、裁判上の和解					

- （注）1 要件該当性の欄の 印は、土地売買等の契約に該当するもの。  
2 要件該当性の欄の × 印は、土地売買等の契約に該当しないもの。  
3 要件該当性の欄の 印は、土地売買等の契約に該当するが、法律又は政令により適用除外とされているもの。  
4 契約の内容によって、土地売買等の契約に該当するか否かが判断される。